

消費税の改正のうち特に留意が必要なものについて抜粋して記載させていただきます。

## 高額特定資産の適用範囲の拡大

令和6年4月1日以後の国内における課税仕入れ及び保稅地域からの引き取りについて適用

今回の改定により年間200万円以上の金または白金の地金等を購入した場合にも、高額特定資産\*の規定が適用されます。これにより地金等の1取引単位の金額を1,000万円未満となるように（高額特定資産に該当しないように）調整を行い、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置を回避することができなくなります。

### 高額特定資産とは

一の取引の単位につき、課税仕入対象となる支払対価の金額が税抜きで1,000万円以上の棚卸資産および調整対象固定資産（棚卸資産以外の資産のうち、1取引単位の税抜き金額が100万円以上のもの 建物、附属設備、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、器具備品、一定の無形固定資産、一定の生物、その他これらの資産に準ずるもの）

### 高額特定資産の取得による制限

課税事業者が簡易課税の適用を受けない課税期間中に、高額特定資産を取得した場合は、3期にわたり免税事業者に戻れず、簡易課税制度も選択できない

	X1期	X2期	X3期		X1期	X2期	X3期
これまで	原則課税	原則課税(強制) 免税・簡易課税適用不可	原則課税(強制) 免税・簡易課税適用不可	改正後	原則課税	原則課税(強制) 免税・簡易課税適用不可	原則課税(強制) 免税・簡易課税適用不可
	X1期に地金等1,000万円一括購入した場合▶高額特定資産に該当				X1期に地金等200万円を購入した場合▶高額特定資産に該当		
	原則課税	免税・簡易課税可能	免税・簡易課税可能		課税期間中の取得合計額で判定される		
	X1期に地金等500万円と500万円2回に分けて購入した場合▶高額特定資産に該当しない 1取引単位を1,000万円未満に調整することで、消費税の制限を回避することができる						

## 国外事業者に係る消費税の課税の適正化

令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用

これまでの制度下においては、国外事業者の特性を利用して租税回避できていた部分があったため、適用の範囲の見直しが行われました。

### 事業者免税点制度の特例の見直し

- ① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者を除外する。
- ② 資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について（原則は基準期間がない課税期間が対象）、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行う。
- ③ 資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が（これまでは国内分の収入金額のみ）50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合のその法人を加えるほか、上記②と同様の措置を講ずる。

### 簡易課税制度等の見直し

その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととする。また、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用（いわゆる2割特例）についても同様とする。国内に恒久的施設を有しない国外事業者は、国内における課税仕入れ等が一般的に想定されず、みなし仕入率による仕入税額控除の適用が適切ではないため、上記の見直しが行われました。

今回ご紹介した改正内容について、全事業者が該当するものではございませんが、消費税の各種制度の適用の範囲が細かく見直されていますので留意が必要です。特に高額特定資産の適用範囲の見直しについて、金地金等を棚卸資産としての購入だけでなく、投機目的で購入した場合も本改正の適用対象となるかどうかについて、大綱上は明確に示されておらず、今後の法案の確認が必要となってきます。